

様式第10号(修学資金)

## 借用書(長崎県介護福祉士修学資金)

注意: 日付は記入せず、必ず空欄にして下さい。

契約日  
(県社協が初回送金日を補記) 令和

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号(県社協使用欄)		氏名	長崎 花子	
養成校名 (学科・専攻まで詳しく)	出島福祉短期大学 健康福祉学科 社会福祉コース			
	入学年月	□平成、 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3年 4月		第 1 学年

私は、次のとおり長崎県介護福祉士修学資金の貸付けを受けました。長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定に従い、学生としての本分を尽くして修学するとともに、卒業後は介護福祉士の登録を目指すとともに長崎県内において介護等業務に継続して従事することを誓約します。なお借用期間または返還猶予期間において、本規程に定めることを履行できないときまたは返還猶予要件に該当しなくなったときは、本規程に従い返還いたします。

借用期間	令和 3年 4月 から 令和 5年 3月までの 24 箇月	
月額累計	1,200,000 円	内訳(月額 50,000円 × 24か月)
入学準備金	200,000 円	
就職準備金	200,000 円	
国家試験対策費用	80,000 円	内訳(年額 40,000円 × 2年)
生活費加算累計	円	内訳(月額 円 × か月)
借用総額	1,680,000 円	※金額(合計、内訳すべて)の訂正はできません。書き損じた場合は、再作成して下さい。
借用期間経過後の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が5年(過疎地の場合3年)を経過するまでの期間で、下記返還猶予要件に該当する期間。	
返還猶予要件	①養成校を卒業予定年度に卒業し、卒業から1年以内に介護福祉士に登録すること ②介護福祉士登録後、長崎県内で介護等業務に継続して従事していること	

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義(カタカナ)
〇〇	長崎駅前	普通預金	1234567	ナガサキ ハナコ

借入金は、原則年2回(5月と10月)分割で受領します。月額のものとは都度6か月分、国家試験対策費年額は各5月、入学準備金は初回送金時、就職準備金は最終学年10月に受領します。高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用する場合は、減免額と調整した金額を受領します。

金額(合計、内訳すべて)の訂正はできません。書き損じた場合は、再作成して下さい。

借受人 (自署)	住所	長崎市茂里町99-99
	氏名	長崎 花子 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">長崎</span> 印

※住所は、住民票の住所を正確に記載して下さい。

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

記入漏れがないようにして下さい。住民票の住所を、正確に記入して下さい。

連帯保証人 (自署)	住所	長崎市茂里町99-99
	氏名	長崎 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">長崎</span> 実印

※実印を押印下さい。

この欄は、連帯保証人が2名の場合のみ使用して下さい。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	実印

※実印を押印下さい。

様式第10号(修学資金)

## 借用書 (長崎県介護福祉士修学資金)

契約日 (県社協が初回送金日を補記)	令和
-----------------------	----

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 (県社協使用欄)		氏名	
養成校名 (学科・専攻まで詳しく)	入学年月	□平成、□令和	年 月 第 学年

私は、次のとおり長崎県介護福祉士修学資金の貸付けを受けました。長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定に従い、学生としての本分を尽くして修学するとともに、卒業後は介護福祉士の登録を目指すとともに長崎県内において介護等業務に継続して従事することを誓約します。なお借用期間または返還猶予期間において、本規程に定めることを履行できないときまたは返還猶予要件に該当しなくなったときは、本規程に従い返還いたします。

借用期間	令和 年 月 から 令和 年 月までの 箇月
月額累計	円 内訳 (月額 円 × か月)
入学準備金	円
就職準備金	円
国家試験対策費用	円 内訳 (年額 円 × 年)
生活費加算累計	円 内訳 (月額 円 × か月)
借用総額	円 ※ 金額 (合計、内訳すべて) の訂正はできません。書き損じた場合は、再作成して下さい。
借用期間経過後の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が5年 (過疎地の場合3年) を経過するまでの期間で、下記返還猶予要件に該当する期間。
返還猶予要件	①養成校を卒業予定年度に卒業し、卒業から1年以内に介護福祉士に登録すること ②介護福祉士登録後、長崎県内で介護等業務に継続して従事していること

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		普通預金		

借入金は、原則年2回 (5月と10月) 分割で受領します。月額のものとは都度6か月分、国家試験対策費年額は各5月、入学準備金は初回送金時、就職準備金は最終学年10月に受領します。高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」を利用する場合は、減免額と調整した金額を受領します。

借受人 (自署)	住所	
	氏名	(印)

※住所は、住民票の住所を正確に記載して下さい。

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	(実印)

※実印を押印下さい。

この欄は、連帯保証人が2名の場合のみ使用して下さい。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	(実印)

※実印を押印下さい。